

## 【附加給付事業等の見直し】

## 附加給付事業等を見直します

## 一部負担金払戻金等の自己負担限度額を引き上げます

平成26年2月診療分から、「一部負担金払戻金」及び「家族療養費附加金」（家族訪問看護療養費附加金を含む）の自己負担限度額が20,000円から**25,000円へ引き上げる**こととなります。（合算高額療養費附加金の自己負担限度額も40,000円から**50,000円へ引き上げ**ます）

つまり、一般的な保険診療に係る医療機関等窓口でのお支払の際には、25,000円まで自己負担をしていただくようになります。

共済組合は、医療費の法定負担7割分を医療機関等へ直接支払っております。（法定給付）

残りの3割分につきましては、いったん組合員ご本人に医療機関等窓口で負担をしていただくことがありますが、25,000円を超える負担部分については、事後的に組合員へ「一部負担金払戻金」又は「家族療養費附加金」として給付することになります。（附加給付）

また、平成27年4月診療分からは、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金に上位所得者区分を新設し、上位所得者区分（給料月額424,000円以上）に該当する組合員の自己負担限度額を**50,000円へ引き上げる**るとともに、合算高額療養費附加金の自己負担限度額を**100,000円へ引き上げる**こととなります。

## 平成26年2月診療分から「調剤合算」を開始します

従来、病院で受診し、その際にもらった処方せんにより外部の調剤薬局で薬を購入する場合は、病院と調剤薬局との請求書を別々に計算し、給付金（高額療養費等の法定給付や一部負担金払戻金等の附加給付）を決定しておりました。

このたび、平成26年2月診療分から、外部の調剤薬局で薬を購入した場合も処方せんを交付した病院の診療行為の一環とみなして、処方せんを交付した病院（外来）の自己負担額と調剤薬局の自己負担額とを合算して給付金を計算する「調剤合算」を開始することとなりました。給付金の計算は、自動的に合算処理を行います。

例えば、病院（外来）の自己負担額が20,000円、調剤薬局の自己負担額が10,000円の場合、**従来**ですと給付金は**0円**ですが、「調剤合算」を開始すると **(20,000円 + 10,000円) - 25,000円 = 5,000円**が給付されます。

## 結婚手当金を見直します

附加給付の一つである「結婚手当金」も見直します。ご請求はお早めに。（なお、姓が変わるときは、組合員証の氏名変更と振込口座の名義変更の手続きが必要になりますので、東京支部への届出をお忘れなく）

平成26年3月31日までに結婚された方	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに結婚された方	平成27年4月1日以降は対象外となります。
<b>80,000円</b>	<b>40,000円</b>	<b>制度廃止</b>

※ 結婚される両者が組合員の場合、それぞれで結婚手当金の請求をすることができます。

問合せ先 給付貸付課短期給付係 | **03-5320-6827**